

不足している有害性情報の提供要領

[1] 不足している有害性情報の提出および試験実施の申出の受付について

不足している有害性情報項目について、[2] 以下に示す要領で御提出をお願いします。また、翌年中に試験を実施し試験成績を御報告いただける場合には、その旨別添の申出書（試験計画書や試験実施機関との契約書の写し等試験が実施されることを示す書類を添付のこと）の御提出をお願いします。提出期限は表 1 を御参照ください。なお、試験を実施し試験成績を御報告いただける場合には、結果が得られた後、遅滞なく[2] 以下に示す要領での御提出をお願いします。

[2] 提出書類について

有害性情報の報告にあたっては、法第 41 条に係る報告に準じて行ってください¹。すなわち不足している有害性情報項目についての知見が、有害性情報の報告に関する省令²において報告を要する知見の範囲にあたる場合には、次の①～③を提出してください。

- ① 有害性情報報告書（省令様式第一）
- ② 有害性情報の内容を示す資料
- ③ 最終試験報告書

また、省令において報告を要する知見の範囲にあたらぬ場合には、次の①～③を提出してください。

- ① 有害性情報報告書（任意報告参考様式）
- ② 有害性情報の内容を示す資料
- ③ 最終試験報告書

[3] 提出方法、提出先

(1) 提出方法

郵送又は持参により提出してください。

(2) 提出先

【郵送の場合】

〒100-8901

東京都千代田区霞が関 1-3-1

経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室

電話：03-3501-0605（直通）

FAX：03-3501-2084

【持参の場合】

同上（化学物質安全室は、経済産業省本館 7 階西 8 です。）

¹ 「化審法第 4 1 条に基づく有害性情報報告の作成・提出等についての要領」（令和元年 7 月）

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/harmful_manual.pdf を参照

² 「有害性情報の報告に関する省令」

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/about/laws/laws_r01070136_0.pdf

別添

様式

試験実施申出書

年 月 日

厚生労働省医薬・生活衛生局審査管理課化学物質安全対策室長
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室長
環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室長

殿

氏名又は名称及び法人にあつて
は、
その代表者氏名 印
住所

下記の物質の有害性情報項目についての知見を得るため、試験を実施し翌年中に試験成績を報告いたします。

記

1 報告対象物質の名称及び構造式
(官報公示整理番号やCAS登録番号(CAS RN)が付与されている場合、それらも記載のこと。)

2 有害性情報項目

3 最終試験報告書の提出予定日

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 試験計画書や試験実施機関との契約書の写し等試験が実施されることを示す書類等を添付すること。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。